

事例番号:300307

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 0 日

8:30 分娩誘発目的のため予定入院

4) 分娩経過

妊娠 41 週 0 日

9:30 ムロイリントルを挿入

12:00 陣痛開始

15:30 ムロイリントル抜去

16:00 腹部緊満が微弱のためオキシシシ注射液により陣痛促進開始

18:46 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 0 日

(2) 出生時体重:3100g

(3) 臍帯血ガス分析: pH 7.39、PCO₂ 21mmHg、PO₂ 28mmHg、HCO₃⁻ 12mmol/L、
BE -10mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分不明

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 4 日 退院

生後 6 ヶ月 筋緊張低下あり

1 歳 10 ヶ月 脳性麻痺(弛緩性麻痺)の診断

(7) 頭部画像所見:

生後 11 ヶ月 頭部 MRI で先天性の脳障害を示唆する所見は認めず、大脳基底核・視床に明らかな信号異常は認めない

2 歳 3 ヶ月 頭部 MRI で半卵円中心の白質の信号異常を認め、非特異的な所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に関与する事象を認めず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 妊娠中の管理は一般的である。

(2) 分娩誘発目的で妊娠 41 週 0 日に入院としたことは一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 41 週 0 日 9 時 30 分の時点で子宮口開大 2cm でありトロイソテルを用いた器械的子宮頸管熟化を行ったことは一般的である。

(2) 当該分娩機関からの「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、分娩経過中に腹部緊満が微弱であるため、子宮収縮薬使用について書面を用いて説明し同意を得て陣痛促進を行ったことは一般的である。

(3) トロイソテル(生理食塩液 90cc で固定、その後 70cc としている)挿入後に分娩監視装置による連続監視を行っていないことは、選択されることの少ない

対応である。

- (4) オキシトシン注射液の開始時投与量および増量法(5%ブドウ糖注射液 500mL にオキシトシン注射液 5 単位を溶解したものを 20mL/時間から開始したこと、30 分毎に 20mL/時間ずつ増量したこと)は、いずれも基準から逸脱している。
- (5) 子宮収縮薬(オキシトシン注射液)投与中の分娩監視方法(「原因分析に係る質問事項および回答書」によると分娩終了まで分娩監視装置を装着)は一般的である。
- (6) 分娩経過中の胎児心拍数陣痛図の波形判読(リアティブと判読したこと)は概ね一般的である。
- (7) モロインテル挿入についての説明・同意、臍帯血ガス分析における血液の種類、およびアプガースコア 5 分値が記載されていないことは一般的ではない。

3) 新生児経過

生後 1 日に呼吸障害を認めた際の対応(経皮的動脈血酸素飽和度測定)を含め、生後 4 日の退院までの新生児管理は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) モロインテルの使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則した使用法が望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、子宮内用量 41mL 以上のモロインテルによる分娩誘発では分娩監視装置による連続モニタリングを行うことが推奨されている。

- (2) 子宮収縮薬(オキシトシン注射液)の使用については、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則した使用方法が望まれる。
- (3) 実施した医療行為および観察した事項を詳細に診療録に記載することが望まれる。
- (4) B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングは妊娠 35 週から 37 週に実施することが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、妊娠 35 週から 37 週での実施を推奨している。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 脳性麻痺発症に関与すると考えられる異常所見を見出すことができない事例を集積し、疫学調査や病態研究等、原因解明につながる研究を推進することが望まれる。
- イ. 国・地方自治体に対して、妊娠中の B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングを、「産婦人科診療ガイドライン」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる制度を構築するよう働きかけることが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、膣分泌物培養検査（GBS スクリーニング）を妊娠 35 週から 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。